

一、相关新法令、新政策

● 关于废止部分电力监管规章的决定

【发布单位】国家电力监管委员会
 【发布文号】国家电力监管委员会令第 26 号
 【发布日期】2008-01-28
 【实施日期】2008-01-28
 【提 示】该决定废止了《电力工业生产建设全过程安全监察的规定》（能源安〔1992〕748 号）、《外商承包中国境内电力建设工程劳动安全卫生管理规定》（电建〔1996〕638 号）等 16 件规章。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2008-02/29/content_905389.htm

● 商务部关于废止和宣布失效六个规章的决定

【发布单位】商务部
 【发布文号】商务部令 2008 年第 2 号
 【发布日期】2008-01-29
 【实施日期】2008-01-29
 【提 示】根据该决定，以下规章被废止或宣布失效：

	规章名称	发布文号
被 废 止	关于对外贸易代理制的暂行规定	对外贸易经济合作部令 1991 年第 1 号
	货物自动进口许可管理办法	对外贸易经济合作部令 2001 年第 20 号
	商业特许经营管理办法	商务部令 2004 年第 25 号
被 宣 布 失 效	对澳门地区开展普通劳务合作管理办法	[1998]外经贸合发第 430 号
	关于设立中外合资对外贸易公司暂行办法 《关于设立中外合资对外贸易公司暂行办法》补充规定	对外贸易经济合作部令 2003 年第 1 号 商务部令 2003 年第 10 号

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2008-02/29/content_905863.htm

一、関連する新法令、新政策

● 一部の電力監督管理規則を廃止することについての決定

【発布機関】国家電力監督管理委員会
 【発布番号】国家電力監督管理委員会令第 26 号
 【発布日】2008-01-28
 【施行日】2008-01-28
 【コメント】本決定では「電力工業生産建設全過程安全監察の決定」（能源安〔1992〕748 号）、「外商が中国国内の電力建設工事を請負う場合の労働安全衛生管理規定」（電建〔1996〕638 号）等の 16 の規則が廃止された。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2008-02/29/content_905389.htm

● 6 つの規則を廃止すること、および失効を宣告することについての商務部による決定

【発布機関】商務部
 【発布番号】商務部令 2008 年第 2 号
 【発布日】2008-01-29
 【施行日】2008-01-29
 【コメント】本決定によると、次の規則が廃止、および失効を宣告されることになる。

	規則名称	発布番号
廃 止	対外貿易代理制についての暫定規定	対外貿易経済合作部令 1991 年第 1 号
	貨物自動輸入許可管理弁法	対外貿易経済合作部令 2001 年第 20 号
	商業フランチャイズ経営管理弁法	商務部令 2004 年第 25 号
失 効 の 宣 告	マカオ地域で一般労働合作を実施するうえでの管理弁法	[1998]外经贸合発第 430 号
	中外合弁対外貿易会社設立暫定弁法 「中外合弁対外貿易会社設立暫定弁法」補充規定	対外貿易経済合作部令 2003 年第 1 号 商務部令 2003 年第 10 号

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2008-02/29/content_905863.htm

● [关于取消对外国和港澳台地区认证机构在中国内地设立常驻代表机构的审批的公告](#)

【发布单位】国家认证认可监督管理委员会
 【发布文号】国家认证认可监督管理委员会 2008 年第 5 号公告
 【发布日期】2008-02-02
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwx/ggxx/29685.shtml>

● [外国および香港マカオ台湾地域の認証機関が中国内地に常駐代表機関を設置する場合の審査許可を取消すことについての公告](#)

【発布機関】国家認証認可監督管理委員会
 【発布番号】国家認証認可監督管理委員会 2008 年第 5 号公告
 【発布日】2008-02-02
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwx/ggxx/29685.shtml>

● [关于贯彻耕地占用税暂行条例有关问题的通知](#)

【发布单位】上海市财政局、上海市地方税务局
 【发布文号】沪地税地〔2008〕13 号
 【发布日期】2008-02-21
 【提示】根据该通知：
 ■ 外商投资企业和外国企业属于耕地占用税的征收范围；
 ■ 上海市新的适用税额未确定之前，暂按原适用税额征收耕地占用税，待上海市新的适用税额确定后，按新的适用税额计征，多退少补。
 【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于贯彻耕地占用税暂行条例有关问题的通知
<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/node93/serobject7ai29123.html>
 中华人民共和国耕地占用税暂行条例
http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/06/content_826778.htm

● [耕地占用税暫定条例を貫徹することについての通知](#)

【発布機関】上海市財政局、上海市地方税務局
 【発布番号】滬地税地〔2008〕13 号
 【発布日】2008-02-21
 【コメント】本通知によると次の通りである。
 ■ 外商投資企業と外国企業は耕地占用税の課税主体に該当する。
 ■ 上海市で新たな適用税額が確定するまでは、ひとまずもとの適用税額に基づき耕地占用税が徴収され、上海市の新たな適用税額が確定した後、新たな適用税額に基づき精算し、多く納付した分は返金され、少なく納付した分は追納する。
 【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 耕地占用税暫定条例を貫徹することについての通知
<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/node93/serobject7ai29123.html>
 中華人民共和國耕地占用税暫定条例
http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/06/content_826778.htm

● [中华人民共和国水污染防治法](#)

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
 【发布文号】中华人民共和国主席令第 87 号
 【发布日期】2008-02-28
 【实施日期】2008-06-01
 【提示】该法的主要修订内容包括：

項目	主要修订内容
全面推行排污许可制度	<ul style="list-style-type: none"> 直接或者间接向水体排放工业废水、医疗污水以及其他按规定应取得排污许可证方可排放的废水、污水的企业事业单位，应当取得排污许可证。 城镇污水集中处理设施的运营单位，应当取得排污许可证。 禁止企事业单位无排污许可证、违反排污许可证的规定、违规设置排污口或者私设暗管向水体排放污染物。

● [中華人民共和國水質污染防止處理法](#)

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
 【発布番号】中華人民共和國主席令第 87 号
 【発布日】2008-02-28
 【施行日】2008-06-01
 【コメント】本法の主な改正内容は次の通りである。

項目	主な改正内容
汚染物排出許可制度を全面的に実施する	<ul style="list-style-type: none"> 工業廃水、医療保水およびその他規定により水汚染物排出許可証を取得してからでない排出できない廃水、汚水を直接又は間接的に水源に排出する事業主体は、排出する場合は水汚染物排出許可証を取得しなければならない。 都市や農村部の市街地での污水集中処理施設の運営主体は、水汚染物排出許可証を取得しなければならない。 企業主体が水汚染物排出許可証がなかったり、水汚染物排出許可証の規定に違反したり、規則に違反して汚染排出口を設置したり、又は密かにパイプを設置して水資源に汚染物を排出することを

完善饮用水水源保护区管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 禁止在饮用水水源保护区内设置排污口。 ■ 禁止在饮用水水源一级保护区内新建、改建、扩建与供水设施和饮用水源无关的建设项目。 ■ 禁止在饮用水水源二级保护区内新建、改建、扩建排放污染物的建设项目； ■ 已建成的，要责令拆除或者关闭。
强化法律责任	<ul style="list-style-type: none"> ■ 对违反该法规定严重污染水环境的企业，予以公布。 ■ 综合使用责令改正、责令停止违法行为、罚款、责令停业、责令关闭等行政处罚措施。 ■ 强化责令限期治理、停产整顿等行政强制措施。 ■ 强化违法排污者的民事责任。因水污染受到损害的当事人，有权要求排污方排除危害和赔偿损失。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfq/2008-02/28/content_905050.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 新《高新技术企业认定办法》正在制订

财政部日前表示，正在会同有关部门制订新的《高新技术企业认定办法》。与现行认定办法相比：

- 新办法拟强化“研发比例”条件，税收优惠重点也进一步向自主创新型企业倾斜；
- 简化认定手续。拟采取企业自我测评和中介机构认定鉴定相结合的办法，建立高新技术企业认定信息平台，通过专家网络测评和中介机构认定鉴定的方式进行认定，尽量减少行政审批环节。

(摘自 2008 年 02 月 25 日《上海证券报》)

飲用水の水源保護区管理	<p>禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 飲用水の水源保護区内に汚染物排出口を設置することを禁止する。 ■ 飲用水の水源一級保護区内に供水施設および水源保護と無関係の建設プロジェクトを新設、改築、増築することを禁止する。 ■ 飲用水の水源二級保護区内に汚染物を排出する建設プロジェクトを新設、改築、増築することを禁止する。 ■ すでに建設されたものについては、撤去又は閉鎖を命じるものとする。
法的責任を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本法の規定に違反し水資源環境を著しく汚染する企業については、公表を行う。 ■ 違法行為の是正命令、中止命令、罰金、営業停止命令、閉鎖命令等の行政処罰措置を総合的に使用する。 ■ 期限付きでの整備、営業停止業務整理の命令等の行政強制措置を強化する。 ■ 違法な汚染物排出者の民事責任を強化する。水質汚染で損害を被った当事者は、汚染物排出者に対し危害の排除と損害賠償を求める権限を有する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfq/2008-02/28/content_905050.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 新「ハイテク企業認定弁法」の制定が進められている

財政部は先頃、関係部門と共同で新たな「ハイテク企業認定弁法」を制定中であることを明かした。現行の認定弁法と比べると次の通りである。

- 新弁法は「研究開発比率」の条件を強化し、租税優遇の重点も自主革新型企业へと移行するようにする。
- 認定手続を簡素化し、企業自主評価および仲介機構の認定鑑定とを合わせた方法を採用し、ハイテク企業認定情報のプラットフォームを構築し、専門家によるオンライン評価および仲介機関の認定鑑定という方法を通じて認定を行い、行政による審査許可の段階を極力削減する。

(2008 年 2 月 25 日付の「上海証券法」より抜粋)

● 2008年第一批“高污染、高环境风险”产品名录

2008年02月26日，国家环境保护总局通报了《2008年第一批“高污染、高环境风险”产品名录》，涉及农药、无机盐、电池、涂料、燃料、有机砷共6个行业的141种产品。

据介绍，“高污染”产品是指在生产过程中污染严重、难以治理的产品；“高环境风险”产品是指在生产、运贮过程中易发生污染事故、危害环境和人体健康的产品。列入此次名录的141种产品中，“高污染”产品16种，“高环境风险”产品63种，既是“高污染”又是“高环境风险”的产品62种。

针对名录中目前还享有出口退税的农药、涂料、电池及有机砷类39种产品，国家环境保护总局向财政部、国家税务总局提出了取消其出口退税的建议，同时还向商务部门、海关部门等提出了禁止其加工贸易的建议。

查看《2008年第一批“高污染、高环境风险”产品名录》及《建议取消出口退税的39种产品名单》，请点击以下网址：
http://www.sepa.gov.cn/xcyj/zwhb/200802/t20080226_118672.htm

(摘自2008年02月26日国家环境保护总局网站)

● 2008年第一陣「高汚染、高環境リスク」の製品目録

2008年2月26日、国家環境保護総局は「2008年第一陣『高汚染、高環境リスク』製品目録」を通達したが、同目録では農薬、無機塩、電池、塗料、燃料、有機砒素の計6つの業種の141品目の製品に言及している。

説明によれば、「高汚染」製品とは製造の過程での汚染が著しく、防止・処理を行うことの難しい製品をいう。「高環境リスク」製品とは製造、輸送貯蔵過程で汚染事故が発生したり、環境や人体の健康を損ない易い製品をいう。この度の目録に記載された141品目の製品のうち、「高汚染」製品は16品目、「高環境リスク」製品は63品目、「高汚染」で「高環境リスク」でもある製品は62品目である。

目録中の現在もまだ輸出時の税金還付を受けている農薬、塗料、電池および有機砒素類の39品目の製品について、国家環境保護総局は財政部、国家税務総局に対し、その輸出時の税金還付を取消す提案を出すとともに、商務部門、税関部門等に対し、その加工貿易を禁止する提案を出している。

「2008年第一陣『高汚染、高環境リスク』の製品目録」および「輸出時の税金還付を取消すことを提案する39品目の製品目録」をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。
http://www.sepa.gov.cn/xcyj/zwhb/200802/t20080226_118672.htm

(2008年2月26日付の国家環境保護総局ウェブサイトより抜粋)

● 国务院批准设立浙江宁波梅山保税港区

日前，国务院正式批准设立宁波梅山保税港区。这是继洋山保税港区、天津东疆保税港区、大连大窑湾保税港区、海南洋浦保税港区之后国务院批准设立的第5个保税港区。

宁波梅山保税港区位于宁波北仑区梅山岛，规划建设面积7.7平方公里，功能和税收、外汇政策按照《国务院关于设立洋山保税港区的批复》的有关规定执行。

項目	内容
功能定位	■ 国际中转、配送、采购、转口贸易和出口加工等业务，并在此基础上拓展相关功能。
税收政策	■ 国外货物入港区保税； ■ 货物出港区进入国内销售按货物进口的有关规定办理报关，并按货物实际状态征税； ■ 国内货物入港区视同出口，实行退税； ■ 港区内企业之间的货物交易不征增值税和消费税。

● 国务院は浙江寧波梅山保税港区的設立を許可した

先頃、国务院は寧波梅山保税港区的設立を正式に許可した。これは洋山保税港区、天津東疆保税港区、大连大窑湾保税港区、海南洋浦保税港区に続き、国务院に設立が許可された5番目の保税港区である。

寧波梅山保税港区は、寧波北仑区梅山島に位置し、予定建設面積は7.7平方キロメートル、機能と租税、外貨政策は「洋山保税港区設立についての国务院による返答書」の関係規定に基づき実施される。

項目	内容
機能評価	■ 国際的経由、配送、仕入、中継貿易および輸出加工等の業務、ならびにこれらをベースにした関係機能の拡大。
租税政策	■ 国外の貨物が港区に搬入された場合は保税扱いにする。 ■ 貨物が港区から搬出され国内に入り販売される場合は、貨物輸入の関係規定に基づき通関手続きを行い、かつ貨物の実際の状態に基づき課税する。 ■ 国内の貨物が港区に搬入された場合は

规划布局	■ 包括码头作业区、物流仓储和港口配套服务区等。
------	--------------------------

(摘自 2008 年 02 月 27 日中国网)

● 商务部就《金属材料交易市场管理技术规范》回答记者提问

国内贸易行业标准《金属材料交易市场管理技术规范》(SB/T 10436-2007) 于 2008 年 03 月 01 日起正式实施。商务部有关负责人日前就有关问题回答了记者的提问。

一、标准出台的背景。金属材料交易市场是中国生产资料市场中最重要的商品市场之一,也是中国金属材料流通的重要渠道。近几年,金属材料交易市场迅速发展,为规范金属材料交易市场经营秩序,提高市场管理水平,商务部组织中国物资储运总公司等起草了《金属材料交易市场管理技术规范》这一推荐性行业标准。

二、标准的主要内容。标准规定了金属材料交易市场的经营环境和经营管理技术要求。标准的主要内容主要包括:一是从选址、场区环境、交易场所环境、设施设备四个方面,对市场经营环境提出了规范要求。二是引入了 ISO9001 的管理方法,从商品质量管理、经销商管理、服务管理和建立市场的质量管理体系四个方面,对市场经营管理方面提出了规范要求。

(摘自 2008 年 02 月 28 日中国新闻网)

● 《保安服务管理条例(草案)》、《危险化学品安全管理条例(征求意见稿)》公开征求意见

日前,国务院法制办公室将《保安服务管理条例(草案)》、《危险化学品安全管理条例(征求意见稿)》及说明全文公布,征求社会各界意见。对于上述两部新起草的法规的意见,应当分别于 2008 年 03 月 03 日、2008 年 03 月 15 日前登陆“中国政府法制信息网”(网址:<http://www.chinalaw.gov.cn>) 提出;或者分别于 2008 年 03 月 03 日、2008 年 03 月 13 日前通过信函或者电子邮件方式送国务院法制办公室。

备注:

查看相关法律草案,请点击以下网址:

保安服务管理条例(草案)

http://yijian.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_download

■	輸出とみなし、税金を還付する。 港区内の企業間の貨物取引では増値税と消費税を徴収しない。
計画配置	■ 埠頭作業区、物流倉庫および港湾関連サービス区等を含む。

(2008 年 2 月 27 日付の中国網ウェブサイトより抜粋)

● 「金属材料取引市場管理技術規範」についての記者からの質問に対する商務部の回答

国内貿易の業界基準である「金属材料取引市場管理技術規範」(SB/T 10436-2007)が 2008 年 3 月 1 日から正式に施行される。商務部の関係責任者は先頃かかる事項について記者からの質問に回答した。

一、基準公布の背景。金属材料取引市場は中国生産資料市場における最も重要な商品市場の一つであり、中国金属材料流通の重要なルートでもある。ここ数年、金属材料取引市場は急速に発展しており、金属材料市場の経済秩序を規範化し、マーケットマネジメントレベルを上げるため、商務部は中国物資貯蔵輸送総公司等と「金属材料取引市場管理技術規範」という推奨的意味合いを持つ業界基準を起草した。

二、基準の主な内容。基準は金属材料取引市場の経営環境と経営管理技術の要求を規定している。基準の主な内容を見てみると、場所の選定、敷地の環境、取引場所の環境、施設設備といった 4 つの方面から、市場経営環境について規範的な要求を出し、また、ISO9001 の管理方法を導入し、商品の品質管理、取次販売業者の管理、サービス管理および市場の品質管理体制の構築という 4 つの方面から、市場管理の面で規範的要求を出している。

(2008 年 2 月 28 日付の中国新聞網ウェブサイトより抜粋)

● 「警備員サービス管理条例(草案)」、「危险化学品安全管理条例(意見募集案)」についての意見公募

先頃、国务院法制办公室は「警備員サービス管理条例(草案)」、「危险化学品安全管理条例(意見募集案)」および説明の全文を公表し、社会の各界からの意見を募集した。上述の 2 つの新たに起草された法規に対する意見は、それぞれ 2008 年 3 月 3 日、2008 年 3 月 15 日までに「中国政府法制情報網ウェブサイト」(URL:<http://www.chinalaw.gov.cn>) にアクセスして提出するか、又はそれぞれ 2008 年 3 月 3 日、2008 年 3 月 13 日までに書簡又は電子メールにて国务院法制办に送付する。

備考:

関係する法律の草案をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

警備員サービス管理条例(草案)

ad/fulltext/1203928004544.doc
 危险化学品安全管理条例（征求意见稿）
http://yjjian.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_downlo
<ad/fulltext/1204248270000.doc>

（摘自 2008 年 02 月 29 日中国政府法制信息网）

http://yjjian.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_downlo
<ad/fulltext/1203928004544.doc>
 危险化学品安全管理条例（意見募集案）
http://yjjian.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_downlo
<ad/fulltext/1204248270000.doc>

（2008 年 2 月 29 日付の中国政府法制情報網
 ウェブサイトより抜粋）

● 《物权法》与《担保法》对于留置权成立条件的简要比较

《物权法》的出台，对中国理论法学和司法实践的发展具有重大的推动作用。就《物权法》与《担保法》的关系问题，《物权法》第 178 条做出了规定：“担保法与本法的规定不一致的，适用本法。”但由于《担保法》仍然有效，因此，在《物权法》没有做出规定的范围内，仍然适用《担保法》。

从《物权法》对于担保物权的相关规定来看，实际上已经对《担保法》下担保物权的相关内容进行了补充和修改。以下，律师简要比较《物权法》与《担保法》对于留置权成立条件的主要差异。

● 「物権法」と「担保法」の留置権成立要件に対する簡潔な比較

「物権法」の登場が中国の理論法学および司法実践の発展にもたらす促進作用はたいへん大きい。「物権法」と「担保法」の相互関係につき、「物権法」第 178 条は「『担保法』と本法の規定が一致しない場合は、本法を適用する。」と定めている。しかし、「担保法」は依然として有効な法律であるため、「物権法」が規定を設けていない範囲内においては、従来どおり「担保法」が適用されるのである。

「物権法」の担保物权に関する規定から考察すると、実際には、すでに「担保法」中の担保物权に関する内容についても補充や修正を行なっている。以下、当所弁護士は「物権法」と「担保法」の留置権成立要件に対する主な差異につき簡潔な比較を行なう。

法条比较	《担保法》	《物权法》
对于留置权成立条件的主要规定	<ul style="list-style-type: none"> （第 82 条）本法所称留置，是指依照本法第 84 条的规定，债权人按照合同约定占有债务人的动产，债务人不按照合同约定的期限履行债务的，债权人有权依照本法规定留置该财产，以该财产折价或者以拍卖、变卖该财产的价款优先受偿。 （第 84 条）因保管合同、运输合同、加工承揽合同发生的债权，债务人不履行债务的，债权人有权留置。 法律规定可以留置的其他合同，适用前款规定。 当事人可以在合同中约定不得留置的物。 	<ul style="list-style-type: none"> （第 230 条）债务人不履行到期债务，债权人可以留置已经合法占有的债务人的动产，并有权就该动产优先受偿。 前款规定的债权人为留置权人，占有的动产为留置财产。 （第 231 条）债权人留置的动产，应当与债权属于同一法律关系，但企业之间留置的除外。 （第 232 条）法律规定或者当事人约定不得留置的动产，不得留置。

条文の比較	「担保法」	「物権法」
留置権の成立要件に対する主な規定	<ul style="list-style-type: none"> （第 82 条）本法にいう留置とは、本法第 84 条の規定に従い、債権者が契約の約定に従って債務者の動産を占有しており、債務者が契約の約定する期限に債務を履行しない場合に、債権者が本法の規定に基づき当該財産を留置し、当該財産を金銭評価することにより、又は、当該動産を競売もしくは換金して得た代金により、優先弁済を受ける権利を有することをいう。 （第 84 条）保管契約、運送契約、加工請負契約により発生した債権について、債務者が債務を履行しない場合、債権者は留置権を有する。 法律により留置が 	<ul style="list-style-type: none"> （第 230 条）債務者がすでに弁済期が到来した債務を履行しない場合は、債権者はすでに適法に占有している債務者の動産を留置し、かつ当該動産より優先弁済を受ける権利を有する。 前項の定める債権者を留置権者とし、占有する動産を留置財産とする。 （第 231 条）債権者が留置した動産は、債権と同一の法律関係に属するものでなければならない。但し企業間における留置はこの

--	--	--

	できると規定されているその他の契約については前項の規定を適用する。 ・ 当事者は、留置してはならない物を契約において約定することができる。	限りでない。 ・ (第232条)留置できないことを法律が定めるか又は当事者が約定している動産は、留置してはならない。
--	--	---

由以上規定可以看出，《担保法》中的留置权以法定的可以留置的合同为前提，而《物权法》取消了该等规定。《物权法》仅要求留置的动产与债权属于同一法律关系；在企业之间留置的情况下，甚至规定只要是企业债权人合法占有的动产就可以进行留置，而对于动产的来源几乎没有限制。

根据上述规定，《物权法》下留置权的成立条件可以细化为：

不同情形	成立条件
非企业之间的留置 包括自然人之间、非企业单位之间、自然人与非企业单位之间、自然人与企业之间、非企业单位与企业之间等情形。	<ul style="list-style-type: none"> • 债权人合法占有债务人的动产； • 该动产与债权属于同一法律关系； • 债务人不履行到期债务； • 法律或者当事人并没有规定或者约定债权人不得留置该动产。
企业之间的留置	<ul style="list-style-type: none"> • 债权人合法占有债务人的动产； • 债务人不履行到期债务； • 法律或者当事人并没有规定或者约定债权人不得留置该动产。

通过以上分析可以看出，《物权法》扩大了留置权的适用范围，其立法目的在于加强对债权人（尤其是企业债权人）利益的保护。对此，企业债权人或者企业债务人应予关注。

备注：

查看相关法律全文，请点击以下网址：

中华人民共和国物权法

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-03/19/content_554452.htm

中华人民共和国担保法

http://www.gov.cn/banshi/2005-09/01/content_68752.htm

(里兆律师事务所 2008 年 02 月 29 日整理制作)

以上の規定から、「担保法」は留置物の前提として、法律が留置を認めている種類の契約であることを規定しているが、「物权法」はこれらの規定を取消した。「物権法」はただ、留置する動産と債権が同一の法律関係に属していることを要求しているだけである。また企業間における留置の場合は、企業債権者が適法に動産を占有してさげすばいい旨の規定までしており、その動産の来源についてはほぼ制限していない。

以下は、上記規定に基づき「物権法」のもとの留置権の成立要件を細分化したものである。

場合別	成立要件
企業間以外の留置 (自然人間、自然人と企業以外の単位との間、自然人と企業との間、企業以外の単位と企業との間などの場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> • 債権者が適法に債務者の動産を占有していること。 • 当該動産と債権が同一の法律関係に属すること。 • 債務者が弁済期の到来している債務を履行しないこと。 • 法律又は当事者が債権者は当該動産を留置してはならないと規定又は約定していないこと。
企業間留置	<ul style="list-style-type: none"> • 債権者が適法に債務者の動産を占有していること。 • 債務者が弁済期の到来している債務を履行しないこと。 • 法律又は当事者が債権者は当該動産を留置してはならないと規定又は約定していないこと。

以上の分析から、「物権法」は留置権の適用範囲を拡大していることがわかり、その立法目的は債権者（特に企業債権者）に対する利益の保護である。この点につき、企業債権者又は企業債務者にご注目いただきたい。

備考：

法律の全文をご参照いただくには、下記 URL をクリックしてください：

「中華人民共和国物権法」

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-03/19/content_554452.htm

「中華人民共和国担保法」

http://www.gov.cn/banshi/2005-09/01/content_68752.htm

(里兆法律事務所が 2008 年 2 月 29 日付けで作成)